







群馬県行政書士会 URL: https://www.gunma-gyosei.jp/E-mail: office@gunma-gyosei.jp/



五

欠してはならない

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、行政書士は、国民の権利を擁護するとこ、行政書士は、使命に徹い名誉を守り、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に「、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。ともに義務の履行に寄与するともに義務の履行に寄与するともに義務の履行に寄与するともに義務の履行に寄与するとともに義務の履行に寄与するという。

監修 文学博士 金田一春彦先生 N H K 阿部 喜充先生

八幡塚古墳(高崎市)

古墳大国としても知られる群馬県。その中でも八幡塚古墳は、約1,500年前の豪族が葬られた墓で、二子山古墳、薬師塚古墳の3つの前方後円墳が集積する古墳群の中のひとつ。その大きさは全長102m、後円部径58m、高さ6mそして前方幅53mの大きさを誇っています。人物類、ウマ、ニワトリなどの家畜、イノシシ、水鳥など狩猟鳥獣をモチーフとした形象埴輪などのバラエティに富んだ埴輪が出土しています。

広報部 仲道さゆり

GYOSEI-GUNMA 10

2022. No186

01	本会のうごき
	 ・マイナンバーカード代理申請相談会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
02	支部だより ・高崎支部 新人研修会 (うなぎを食べる会) · · · · · · 高崎支部長 吉田 憲一 · · 6
03	読んで得する業務資料 ・業務資料について〜標題一覧〜
04	お願い・連絡事項 ・コスモス春の入会前研修無事終了・・・・コスモスぐんま業務部長 廣兼 喜久恵・・・8 ・コスモスぐんま 入会前研修のお知らせ・・・・・コスモスぐんま支部長 上原 陽子・・・9 ・成年後見制度に関するご相談はコスモスサポートセンターへ ・11 月は労働保険未手続事業ー掃強化期間です
05	登録事項変更
	編集後記

本会のうごき

マイナンバーカード代理申請相談会報告

日 時 令和4年7月16日(土)10:00~15:00

令和4年7月17日(日)10:00~15:00

場 所 ホテル軽井沢1130

相談員 秋山賢治、剱持博美、小山大嗣、橋詰元良、伊東光哉、黒岩直美

事務局 渡辺真理子

令和3年11月、日本行政書士会連合会は、総務省委託事業として、「マイナンバーカードの代理申請手続事業」 を開始いたしました。

当該事業は、日行連並びに単位会及びその会員が、国、都道府県、市区町村と協力してマイナンバーカードの普及を促進し、もってデジタル社会インフラの整備に貢献し、行政手続きのデジタル化推進とその円滑な実施に寄与することを目的として開始いたしました。

群馬県行政書士会でも、当該事業に協力するため、会員へ相談員の募集を行い、6 0 名の会員の方々にご協力をいただき、相談会のみでなく、個別にマイナンバーカード発行に協力いただいております。

事業開始当初は、日行連では、病院や老人施設等デジタルデバイド(デジタル弱者)向けの相談会に重点を置いておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、相談会の開催が先延ばしになっておりました。

その後、ようやく感染者も減り、国や県は社会経済活動を進める中、吾妻支部 橋詰先生のご尽力により、嬬恋村のご協力を得て、村民の方々へ回覧板で周知し、相談会を開催することが出来ました。

初日は、雨まじりのどんよりとした天気でしたが、ホテル軽井沢1130で相談ブースを設け、相談会を開始いたしました。

ホテルの支配人が従業員向けにアナウンスをしてくださり、従業員の方々が休憩時間を利用しマイナンバーカード発行手続きに訪れてくれました。相談員の先生方は短い休憩時間の間に訪れてくれた従業員のため、素早く申請書の作成をしてくれました。

相談件数は、地元の方を含め、9件発行いたしました。

結果として、マイナンバーカードの発行数は少なかったですが、従業員の方々や地元の方々に行政書士をPRする機会ともなりました。

次の予定は、藤岡市市民課のご協力により、7月31日「ららん藤岡」、8月21日、9月25日「藤岡公民館」にて実施を予定しております。あわせて企業や消防団等の団体でも相談会を開催します。結果につきましては次号でご報告いたします。

会 長 秋山 賢治



群馬県行政書士会 令和4年度支部無料相談会について

支 部	日 程	形式	相談会場・電話番号
前橋	10月6日 (木) 13:30~16:30	対面無料相談	前橋市総合福祉会館 3階 第1・2会議室 事前予約 TEL:027-232-7700
高崎	10月2日 (日) 10:00~15:00	対面無料相談	イオンモール高崎 2階 イオンホールA
	10月21日 (金) 13:00~16:00	対面無料相談	高崎市役所 6支所 (群馬・箕郷・榛名・倉渕・吉井・新町)
伊勢崎	10月8日 (土) 10:00~16:00	対面無料相談	JA佐波伊勢崎本店 事前予約 TEL:0270-50-3522 (9月15~22日の平日の間のみ予約受付しています。 期間外は受け付けておりません。)
太田	10月1日 (土) 10:00~12:00	対面無料相談	太田グランドホテル 事前予約 TEL:0276-52-8694
富岡	10月22日 (土) 10:00~15:00	対面無料相談	富岡市生涯学習センター
安中	10月14日(金) 10:00~15:00	電話無料相談	受付電話番号:027-385-4119
渋 川	10月15日 (土) 9:00~12:00	対面無料相談	渋川市民会館 大ホール ホワイエ 事前予約 TEL: 090-4957-3287
沼田	10月1日 (土) 10:00~15:00	対面無料相談	沼田市役所4階 会議室401
館林	10月8日 (土) 9:00~15:00	対面無料相談	館林市 城沼公民館 事前予約 TEL:0276-55-1177

会務報告 7月

月	日	会議・研修会等	会議事項 等	担当出席者
7	1	業務推進ゲループ会議	〈協議事項〉 ①令和4年度事業方針について ②分科会の設置について 〈報告事項〉 ①担当員からの活動状況について報告	古田島GL、服部SGL、木村、中山、江口、 堀越、武田、森田、上原、中澤、塩野、穂 苅、新井、坂井各グループ員 秋山会長、尾池、亀田各副会長 中島、剱持、菅野、山田、富澤各常任理 事 吉田支部長会議長
7	6	企画開発部会	①法教育事業への取り組みについて ②職務上請求書の扱いについて ③窓口表示板の検討について	尾池副会長、菅野部長、中村副部長、 高橋、橋本、塩野、関口各部員
7	7	行政ぐんま校正・企画会議	①行政ぐんま 185 号の校正について ②令和 4 年度行政書士制度広報月間に ついて ③広報誌の発行方法の検討について ④行政ぐんま 186 号の企画について	尾池副会長、富澤部長、仲道副部長、 小林、後藤、戸丸、柳各部員
7	11	入会者5名		秋山会長
7	13	令和 4 年度第 3 回 申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	秋山会長、亀田委員長、古田島、尾 池、中島、剱持、菅野、山田、富澤、 吉田各委員
7	13	令和 4 年度第 3 回常任理事会	〈協議事項〉 ①令和4年度事業について 〈報告事項〉 ①各部報告	秋山会長、古田島、尾池、亀田各副 会長 中島、剱持、菅野、山田、富澤各常 任理事 吉田支部長会議長
7	14	令和 4 年度業務指導部研修会 科目:「日系人の入国に関する研 講師:業務推進グループ担当員		秋山会長、山田部長、大原、新井各 部員
7	15	経理部会	①令和4年度経理部運営について②リコー セキュリティについて(ご報告)③日行連 受託事業について(ご報告)④インボイス制度について	秋山会長、古田島副会長、剱持部長、 三石副部長、矢内、黒川各部員
	16	マイナンバーカード代理申請相	淡会 (吾妻)	秋山会長、剱持理事、小山会員(吾妻支部)、橋詰会員(吾妻支部)、 東会員(沼田支部)
7	7 協力:嬬恋村役場 住民課 17			剱持理事、小山会員(吾妻支部)、 橋詰会員(吾妻支部)、黒岩会員(吾 妻支部)、伊東会員(沼田支部)
7	26	総務部会	①本会会則施行規則及び諸規則の改正 案について	秋山会長、亀田副会長、中島部長、 近藤副部長、上原、中澤、清水、和 久井各部員
7	27	入会者1名		秋山会長
7	29	業務指導部研修会 科目:経営事項審査に関する注 講師:株式会社ワイズ 担当職員	古田島副会長、山田部長、千明部員	

[※] GL…業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員…業務推進グループ担当員

会務報告 8月

月	日	会議・研修会等	会議事項 等	担当出席者	
8	4	令和4年度業務指導部研修会 科目:「宅地建物取引業者免許 講師:群馬県県土整備部住宅政		中山副部長、佐藤部員	
8	5	入会者1名		秋山会長	
8	10	業務推進グループ 建設業務分科会構成員会議	①今後の活動方針について ②実務精通者・実務精通者に準ずる者の基準につい て	秋山会長、古田島GL、 木村、武田、穂苅各G 担当員	
8	13 14 15	事務局 夏季休業(事務局閉鎖)			
8	18	行政ぐんま編集会議	①行政ぐんま 186 号の編集について②令和 4 年度行政書士制度広報月間について③本会リーフレットについて④ FM ぐんま ラジオ広告について	尾池副会長、富澤部長、 仲道副部長、小林、後藤、 戸丸、柳各部員	
8	22	総務部会	〈協議事項〉 ①書面による総会議決の実施に関する規則(案) ②委任状及び議決権行使書様式(案) 〈確認事項〉 ①会則施行規則及び諸規則の改正案について ②会則施行規則様式(案)について ③専門員の選任に関する細則の制定(案)について ④会務執行規則(案)について ⑤就業規則の一部改正(案)について ⑥ハラスメント相談室設置規則(案)について 〈協議事項〉 ①副会長の職務代理指定について ②令和4年度特定行政書士法定研修について	秋山会長、亀田副会長、 中島部長、近藤副部長、 上原、中澤、清水、和久 井各部員	
8	24	令和 4 年度第 4 回 申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	秋山会長、亀田委員長、 古田島、尾池、中島、剱 持、菅野、山田、富澤、 吉田各委員	
8	24	令和 4 年度第 4 回常任理事会	(協議事項) ①本会会則施行規則の一部改正(案)について ②本会会則施行規則様式の改正(案)について ③専門員の選任に関する細則(案)について ④会務執行規則(案)について ⑤書面による総会決議の実施に関する規則(案)について ⑥書面議決提案書・書面議決同意書・表決書(案)について ⑥就業規則の一部改正(案)について ⑥バラスメント相談室設置規則(案)について ⑥リラスメント相談室設置規則(案)について ⑥リーの会務運営について ①当面の会務運営について ①当面の会務運営について ②哲子連関地協各業務連絡会幹事について ②打連報告について ③析木会産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成特別研修会について ④マイナンバーカード代理申請相談会について ⑤各部報告	秋山会長、古田島、尾池、 亀田各副会長 中島、剱持、菅野、山田、 富澤各常任理事 吉田支部長会議長	
8	29	入会者2名		秋山会長	
8	30	企画開発部会	①行政書士制度広報月間における監察活動について ②法教育事業への取り組みについて ③入管業務における非行政書士案件への対応について ④窓口表示板のステッカー化について	尾池副会長、菅野部長、 中村副部長、高橋、橋本、 塩野、関口各部員	

※ GL…業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員…業務推進グループ担当員



高崎支部

新人研修会(うなぎを食べる会)

高崎支部の夏の恒例行事である「新人研修会」(うなぎを食べる会)が7月19日(火)に実施されました。過去2回は新型コロナウイルスの感染拡大により中止になりましたが、今年は3年ぶりに開催することができました。 新入会員8名と支部役員19名が出席、新入会員の自己紹介、先輩会員の体験談、名刺交換、戸籍の読み方の研修、昼食にはうなぎ弁当をいただくなど、盛りだくさんの内容でした。

新入会員にとって、何かしらのヒントや気づきが得られる、意義のある研修会となったのではないかと思いなが ら、今後の活躍に期待しています。



● 読んで得する業務資料 ●●●●

業務資料について~標題一覧~

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。 ※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

日行連・関地協からの通知等

- ・ 申請取次申出時に提出する写真サイズ等の変更について
- 申請取次申出時に提出する写真サイズ等変更に伴う書式変更について
- ・ 農地転用許可事務の適正化及び簡素化について
- ・ 資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について
- ・ 申請取次事務研修会(VOD方式)の追加開催及び届出済証明書の更新手続きにおける特例 措置について
- ・ 株式会社が発起人である場合の定款認証の際の実質的支配者の認定根拠資料について
- ・ 申請取次事務研修会(9月VOD方式)の開催について
- 日行連からの通知(事業復活支援金登録確認機関)
- ・ 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
- ・ 申請取次実務研修会(10月VOD方式)の開催について

群馬県・市町村等からの通知等

・ 群馬県外国人材発掘支援事業の実施について

群馬会・業務推進グループからの通知等

- ・ 宅地建物取引業者免許申請の基礎に関する研修会の開催について
- ・ 丁種会員名簿への登載について
- ・ 記帳代行業務に関する研修会の開催について

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能ですが、印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。 (TEL027-234-3677)

印刷対応について

事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。 印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。 郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算 出になります。

お願い・連絡事項



コスモス春の入会前研修無事終了

コスモスぐんま業務部長 廣兼 喜久恵

6月11日(土) 開講した春の入会前研修は、受講生3名全員考査合格、無事終了式を迎えました。今回からVOD研修のため、集合は開講式と考査・修了式の2日間のみ。高崎市総合福祉センターで行われました。5日間(4日間)通学ではなくなったので、交流の機会を増やすために、開講式と修了式に、コミュニケーションをとる時間を増やしました。非常に熱心な受講生たちで、たくさんの質問をいただき、また運営側も本音も含めて経験をお伝え出来、充実したものとなりました。7月9日(土)の修了式では、受講生たちの初々しい、そして後見に向かう真剣な態度に、こちらが改めてしっかりやっていかないと、気が引き締まる思いでした。

また、この数年、毎月開催している高崎総合福祉センターでの相談会にいらっしゃる相談者が増えてきています。私自身、相続手続きや遺言書作成だけでなく、多くの業務に後見制度の知識が必要になってきていると感じています。一人でも多くの方にコスモスの活動に協力いただけるよう、お願い申し上げます。次回、より多くの会員の皆様に秋の研修でお会いできるのを楽しみにしています。







コスモスぐんま 入会前研修のお知らせ

コスモスぐんま支部長 上原 陽子

「コスモスぐんま」は、全国組織である一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの群馬県支部として平成26年2月に設立された一般社団法人で、成年後見制度に精通した行政書士の育成に努め、研修や情報交換会などを開催しています。

平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、群馬県内の各市町村も成年後見制度利用促進のための具体的な取り組みを始めています。この取り組みに呼応しコスモスぐんまでは、毎月の無料相談会(高崎市)や社協と共同の相談会(藤岡市)、自治体や団体への講師派遣など地域に密着した活動を行っています。

入会は、入会前研修の受講 (考査あり) が前提となります。 <u>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修はV</u> OD形式で行う予定です。 この機会に研修を受講し、コスモスぐんまの活動にご参加ください。

研修内容

【場 所】 高崎市総合福祉センター 1階 会議室

高崎市末広町115-1 TEL 027-370-8822

②考查·修了式 令和4年12月18日(日) 13:00 開場

※集合形式の研修は2回のみです。②までにVOD視聴を各自終了する必要があります。

【**費 用**】 15,000円(公式テキスト代含む) ※ 開講日にご持参ください。

※今後コロナの状況や参加人数の関係で日程が変更になる可能性があります。

※研修のみでもOK!受講後の入会は任意です。入会する場合は、入会金及び年会費が必要となります。

コスモス 入会金10,000円- 年会費24,000円-

後見保険に加入し入会となります。(研修を修了しないと後見保険加入はできません。)

※入会すると裁判所に提出するコスモス会員名簿に登載されます。(希望しない場合は申し出てください)



【問合せ先・事務局】コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部

群馬県前橋市日吉町1丁目8-1

前橋商工会議所会館4階 群馬県行政書士会事務局内 TEL 027-234-3677

研修申し込みはFAXにて申し込み下さい。【申込締切:令和4年10月21日まで】

氏 名		生年月日
行政書士登録番号	第	号
会員番号〈群馬県行政書士会〉	第	号
事務所名		
事務所所在地		
連絡先 TEL		FAX

成年後見制度に関するご相談はコスモスサポートセンターへ

*このケース、成年後見制度が利用できるだろうか?

- *法定後見と任意後見、どちらを選ぶべき?
- *後見制度について詳しく相談できるところはないかな?

そんなときは、ぜひコスモスぐんまにご相談ください。 コスモスぐんまでは研修や事例発表会、情報交換などを通 して会員の知見や後見活動の向上に取り組んでいます。



11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です

労働保険は働く皆さんを守ります。

労働保険(「労災保険」と「雇用保険」の総称)は、農林水産業の一部を除き労働者を一人でも雇用している事業主はすべて加入が義務付けられています。

労災保険は、業務災害や通勤途上災害を被った労働者や、その遺族に対して必要な保険給付を行う制度です。

雇用保険は、労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由等が生じた場合に必要な給付を 行う制度です。

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険の「未手続事業の一掃」 を主要課題と位置付けて、労働保険の未手続事業の解消を図るべく広報活動を実施しています。

加入の手続き、ご相談は、群馬労働局労働保険徴収室 又は、最寄りの労働基準監督署、ハローワークへお願いします。

群馬労働局総務部労働保険徴収室

電話: 027-896-4734



会員番号 第3404号 氏 名 河 村 雄一郎 所属支部 前 橋 入会日 2022. 7.15



会員番号 第3405号 氏 名 狩 野 理 恵 所属支部 渋 川 入会日 2022. 8. 1



会員番号 第3406号 氏 名 本 多 真由美 (臼井 真由美) 所属支部 藤 岡 入会日 2022. 8.15



会員番号 第3407号 氏名齋藤裕子 所属支部 館 林 入会日 2022. 8.15

〔入 会 者〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 業務内容	考 業
3404	2214 1747	行政書士河村事務所 カワ ムラ ユウイチロウ 河 村 雄一郎	371- 0012	前橋市東片貝町380番地 TEL 027-263-4554・FAX 027-263-4554	767771	AIR AIR
3405	2214 1855	狩野理恵行政書士事務所 カ ノウ リ エ 狩 野 理 恵	379- 1103	渋川市赤城町津久田183番地3 TEL 0279-26-2621 · FAX 0279-26-2857	_	
3406	2214 1974	臼井行政書士事務所 ホンダ ウスイ マュミ 本多(臼井)真由美	375- 0015	藤岡市中栗須92番地5 TEL 0274-23-2601		
3407	2214 1975	行政書士齋藤裕子法務事務所 サイ トウ ヒロ コ 齋 藤 裕 子	379- 0069	館林市坂下町3224-1-B TEL 0284-73-0159	_	

会員各位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。 メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

〔登録事項変更〕

会員 番号	登録 番号	事務所氏	所名称 名	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail) 備 考 業務内容 兼 業	頁
2930	1114 1289	シォ ノ 塩 野	ュ * 有 希	370- 3522	高崎市菅谷町62番地1	53
2937	1114 1740	g ナカ 田 中	* ユ* 美 幸	379- 2301	太田市藪塚町1317番地2	89
3308	2014 0757	ッノ ダ 角 田	^{カズ} ヤ 和 也	379- 2144	前橋市下川町29番地4 TEL 027-212-1755	37
3343	2114 0502	^{ヌマ ガ} 沼 賀	ェッコ 英理子		TEL 050-1807-0932	59

〔法人 変更登録〕

法人番号 登録番号	法人事務所の名称	事務所所在地	電話番号 (FAX 番号)	社員行政書士	使用人行政書士
12103 2112601	行政書士法人まるこ	〒370-3522 高崎市菅谷町62番地 1			

〔退 会 者〕

支部名	会 員 番 号	氏 名	退会年月日	退会区分
安 中	1084 (68140430)	小板橋 敏 記	令和4年6月18日	死 亡
伊勢崎	2543 (02143533)	石 黒 赫	令和4年7月31日	廃業
藤岡	1544 (80140859)	臼 井 弘 幸	令和4年7月 2日	死 亡
沼 田	123 (62140036)	阿 形 登 氏	令和4年8月31日	廃業
伊勢崎	1719 (73140996)	原修	令和4年8月31日	廃業

(届出受付順)

計 報 謹んでご冥福をお祈りいたします

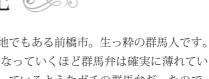
小板橋 敏 記 先生 令和4年6月18日逝去(安中支部)

臼 井 弘 幸 先生 令和4年7月 2日逝去(藤 岡 支 部)

本 多 光太郎 先生 令和4年8月18日逝去(渋川支部)







私は生まれも育ちもずっと、群馬県中部の平野部、県庁所在地でもある前橋市。生っ粋の群馬人です。 平野部だからなのか、親世代はガチの群馬弁ですが若者世代になっていくほど群馬弁は確実に薄れてい ます。しかし、最近、山間部にお住まいの若者が、親世代が使っているようなガチの群馬弁だったので、 未だ山間部に根付いている群馬弁にちょっとびっくり。そういえば群馬弁のこと、当たり前すぎてよく 知らなかったことに気付き、改めて調べてみようと思いました。

群馬弁の概要

房総弁や埼玉弁、多摩弁や神奈川弁と同じ西関東方言に属する。同じ北関東の茨城弁や栃木弁(足利 市周辺を除く)は東関東方言に属しており、群馬弁とは大きく異なる。群馬県で話される方言をまと めて群馬弁や上州弁というが、群馬県内でも地域によって変化し、北部・西部の山間部、中部の平野部、 東南部の3方言に分けられる。東南部の邑楽郡地方は西関東方言と東関東方言の中間的要素を持つ。

(出典:フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』群馬弁, https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E5%BC%81)

例えばこんなふうに地域によって違いがあるようです。

「はねる」→爆発する、暴発する、吹き出す。また、火山が噴火すること。(吾妻地域)

「ふてる」→捨てる(東毛地域)

「ぶちゃる」→捨てる(高崎、渋川、富岡、吾妻地域)

「へずる」→減らす、削除する(桐生地域)

「ゆだる」→のぼせる(桐生、太田地域)

「とぶ」→走る(西毛地域)

「ぶつ」→打つ、当てる、殴る(吾妻西部地域)

「げぇに」→強く(吾妻西部地域)

「しょうしい」→みっともない、はずかしい(吾妻西部地域)

「びっしょったない(びしょったねぇ)」→だらしない(東毛地域、吾妻地域)

「みっとがない」→みっともない(桐生地域)

「もじっけぇ」→かわいい(吾妻西部地域。特に嬬恋村)

「~きゃ?」→~なの?(高崎市、前橋市)

これらは一部ですが、こう見ると初めて聞くような言葉もあり、同じ群馬弁でも地域性の違いを感じ ます。そして、「そうだんべえ」「いぐ(行く)べえ」「見えるんべえ」などの「~べえ」は有名な群馬弁。 印象的に群馬弁は濁点が多い方言だと思いました。濁点が多い方言と言えば、寒さに口ごもることから 寒い地域に多いようですが、ここ群馬もまさに口ごもってしまうような環境があります。群馬名物空っ 風です。乾燥した空っ風が容赦なく吹きすさぶことから口ごもって濁点が多いのかもしれません(想像 です)。

また、群馬弁は乱暴、ケンカしているみたい、という印象を持たれる方もいらっしゃるようです。し かし「上毛かるた」(群馬の郷土かるた)では「ら」の札「雷(らい)と空風 義理人情」とうたってい るように、昔から人情に厚く義理固いのが群馬県民です。あの義理人情の象徴でもある国定忠治も群馬 県民。そんな県民性が育んできた群馬弁。まだまだ廃れずに使われていることを嬉しく思います。

広報部員 仲道さゆり

行政ぐんま 第186号 発行 群馬県行政書士会

会長 秋山 賢治

〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号 (前橋商工会議所会館4館)

TEL(027)234-3677/FAX(027)233-2943

E-mail: office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 尾池 勢一(桐生支部)

広報部長 富澤 將明(高崎支部)

同副部長 仲道さゆり(前橋支部)

広報部員 小林 大栄(前橋支部)

広報部員後藤康徳(渋川支部)

広報部員 戸丸 和夫(沼田支部)

広報部員柳芳信(太田支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027)221-5015

気軽に相談 確かな手続

あなたの街の法律家

行政書士



GUNMA

^{然馬}県行政書^文



日本行政書士会連合会 公式キャラクターユキマサくん

↑ 行政書士は法律にもとづく国家 資格者です。国や県・市町村などの 役所に提出する書類をみなさんに代 わって作成したり提出の手続きを行 うことが主な仕事です。

Q インターネットを利用した申請には対応できますか?

A はい。行政書士はインターネット を利用したオンライン申請などにも 迅速に対応しています。

② 役所に提出する書類以外に はどんなものがありますか?

A 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

A 行政書士が作成するいろいろな 書類について、みなさんの相談に応じ ることももちろん大切な仕事です。

行政書士

Q&A

A 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

暮らしに役立つ

相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・尸精調宜、財産調宜・相続関係説明図の作成
- 遺言書保管証明
- ・ 法定相続情報証明の作成

契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴、告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、 義務や事実証明に関すること

自動車に関すること

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ·出張封印取付作業代行業務

土地・建物利用に関すること

- ・農地転用許可届出申請
- ・景観条例申請
- ・開発行為許可申請
- ·土地寄附申請
- ·国有財産払下申請

日本で暮らす外国人に関すること

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

ビジネスに役立つ

会社・法人設立に関すること ・株式会社、合同会社の設立

- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立(登記申請手続を除く)

運送業者に関すること

- ·貨物運送業許可申請
- ·特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業免許申請
- ・倉庫業許可申請

会計業務に関すること

- ・会計記帳事務
- 決算、財務諸表の作成
- ・融資申込手続き
- ·各種補助金申請

風俗営業や飲食店等に関すること

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ·深夜酒類提供飲食店営業開始届出

建設業者や宅建業者に関すること

- ・建設業許可申請、営業年度終了変 更届出書
- ·経営規模等評価申請 (経審)
- ·建設丁事入札参加資格審查申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ·解体工事業登録申請

日本で仕事をする外国人に関すること

- ·在留資格認定申請
- ·在留資格変更許可申請
- ・在留質格変更計り申請・在留期間更新許可申請

その他許認可申請・届出に関すること

- ·酒類販売業免許申請
- 著作権登録申請
- · 産業廃棄物処理業許可申請
- ·米穀販売登録申請
- · 古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続

中小企業支援に関すること

- ・企業の経営や事業活動に関するア ドバイス
- ・中小企業をサポート
- ・助成金の申請
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス

特定行政書士

(平成26年12月27日施行) により、特定行政書士が誕生 しました!!

行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し修了することで、特定行政書士とは、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審理員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登拝を







群馬県行政書士会

事務局/前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館4階

TEL:027-234-3677 FAX:027-233-2943

